

平成 31 年度技能検定（随時実施する 2 級）実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成 31 年（2019 年）3 月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 実施する検定職種及びその等級  
随時実施 2 級

職種名	作業名	
機械加工	普通旋盤	フライス盤
鉄工	構造物鉄工	
仕上げ	機械組立仕上げ	
機械検査	機械検査	
布はく縫製	ワイシャツ製造	
製本	製本	
パン製造	パン製造	
とび	とび	
左官	左官	
鉄筋施工	鉄筋組立て	

2 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料 17,900 円

イ 実施期日

実技試験は、平成 31 年（2019 年）年 4 月 1 日（月）から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日（火）までの間において、別途長野県職業能力開発協会（4 の(2)を除き、以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途長野県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。）。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100 円

イ 実施期日

学科試験は、平成 31 年（2019 年）年 4 月 1 日（月）から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日（火）までの間において、別途長野県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途長野県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面の写し

(2) 提出先

長野県職業能力開発協会

所在地 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 688-2 長野県婦人会館 3階

電話 026-234-9050

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙は、協会に交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、140円切手をはったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

申請書を提出する際に、協会が定める方法によって手数料を納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要とする。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長野県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定の合格者には、都道府県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、2級の技能検定の合格者に対し、技能士章を交付する。

7 その他

本公示の2級技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

なお、不明な点については、長野県産業労働部人材育成課（電話：026-235-7202）又は協会（電話：026-234-9050）に問い合わせること。